

マイナンバー登録についてのQ & A



2015-11-24
事務局

マイナンバー制度が2016年1月から導入されます。福岡県社会福祉士会に雇用されている職員の皆様には、まずマイナンバー（個人番号）とその確認書類となる「通知カード」の写真を提出していただきます。インターネットで提出作業をお願いしますので、あらかじめご一読願います。

本会では、クラウドで「マイナンバー収集・保管サービス」を利用してマイナンバーを収集・保管し、安全に運用してまいります。

なお、このQ&Aの作成に当たっては、国税庁が作成した資料を引用して作成しております。また何かご不明な点がございましたら、何なりと事務局までご連絡下さい。

Q 1	職員は必ずマイナンバーを社会福祉士会に提出しないといけませんか？
A 1	<p>はい。福岡県社会福祉士会に雇用されている全職員は、提出が義務づけられていますので、ご協力をお願いします。</p> <p>提出方法として「マイナンバー収集・保管サービス」を利用していただく形になります。</p> <p>※「職員就業規程」と「臨時職員就業規程」の第5条の2では、個人番号の提出義務が規定されています。</p>

Q 2	クラウドの「マイナンバー収集・保管サービス」って、どんなシステム？
A 2	<p>職員が、パソコンやスマホから、直接クラウド上のデータセンターにアクセスしてマイナンバー（個人番号）とその確認書類（通知カードの写真）を登録し、会社側はオンラインでそこへアクセスし厳重に保管されたマイナンバーの確認・利用が可能なシステムです。個人番号の収集から保管、利用、廃棄までを安全に一括管理できるサービスです。</p>



Q 3	クラウドの「マイナンバー収集・保管サービス」を利用するメリットは何？
A 3	<p>最大のメリットは、社内でマイナンバーを物理的に保管しないので、特定個人情報情報の漏洩リスクが大幅に軽減できる点にあります。社内で紙ベースの個人番号書類の保管が不要なので、保管上のリスクも無くせるというのも狙いの一つとなっています。さらにまた、管理する人数が多いので、マイナンバー収集・保管に手間がかからないというメリットがあります。</p>

Q 4	どこの「マイナンバー収集・保管サービス」を利用しているの？
A 4	<p>実際に本会がマイナンバーを利用するケースは、「給与所得の源泉徴収票」の作成がその一例としてあげられますが、「給与大臣」という給与ソフトを使用します。そこで「給与大臣」のシステムメーカー『応研』とサポート契約を行い、応研の「マイナンバー収集・保管サービス」を利用することにしました。なお、クラウドは信頼あるセコムグループの国内データセンターを利用しており、クラウド上は『セコムあんしんマイナンバーサービス』と表示されています。</p> <p>※詳しい機能等の内容は、以下のURLにてご確認ください。 https://www.ohken.co.jp/product/myn/service.html</p>



Q 5	クラウドの「マイナンバー収集・保管サービス」にアクセスする方法は？
A 5	<p>パソコンだけではなく、スマホからでもアクセスすることができます。しかしいわゆるガラケーからはアクセスはできません。</p> <p>※パソコンの画面とスマホの画面では、見た目が異なります。操作のしやすさの面では画面の大きいパソコンが優れ、使い勝手は良いと言えます。</p>

Q 6	パソコンでインターネットを行う上での留意点は？
A 6	<p>ブラウザは Internet Explorer をご使用下さい。</p> <p>他のブラウザ（Firefox 等）では画面に一部不具合が確認されていますので、お薦めできません。</p>

Q 7	クラウドにアクセスするには、個人毎にパスワード等の設定がありますか？
A 7	<p>本会に雇用されている全職員に、それぞれユーザーID（社員コード）と8桁のパスワードが付与され書面で通知されます。クラウドのデータセンターにアクセスする際は、次の3点を入力してログインしていただきます。</p> <p>①企業コード……………本会の職員全員に共通 ②ユーザーID（社員コード） ③パスワード</p> <p>※IDとパスワードは紛失しないように、各自厳重に保管して下さい。 ※パスワードの入力で数回失敗するとロックがかかります。大文字、小文字の違いもあるので、気をつけて入力して下さい。</p>

Q 8	パソコンの操作方法で迷ったら、問い合わせはできますか？
A 8	<p>別紙の『職員マイナンバー登録操作マニュアル』を見ながら、順序よく進めていただければ簡単ですが、迷った場合にはお気軽に事務局にお問い合わせ下さい。</p> <p>※なお、事務局でマイナンバーを取り扱う事務取扱担当者は限定されています。事務取扱担当者以外はお答えできない事になっていきますのでご了承下さい。</p> <p>※また、外部または事務局職員が直接電話等で個人番号をお聞きする事は絶対にありません。もしそのような事がありましたら、「詐欺」の疑いがありますので、相手の名前・所属先・電話番号をすぐに事務局までご連絡下さい。</p> <p>【特定個人情報事務取扱担当者】：辻（つじ）まで 【特定個人情報事務取扱責任者】：有菌（ありぞの）事務局長まで</p>

Q 9	パソコン、スマホともに使用できない人は、どうしたらいいの？
A 9	<p>パソコンもスマホも使った経験が無い方については、自力で操作ができないので、事務局（特定個人情報事務取扱担当者）が代行して「マイナンバー収集・保管サービス」にアクセスし提出作業を一緒に行います。</p> <p>そのため、ご本人には事務局に直接お越しいただき、念のため「免許証」で本人確認をします。その上で事務局の特定個人情報事務取扱担当者のパソコンからアクセスする形をとります。「通知カード」を持参いただき、事務局でデジカメ撮影し、電子データをアップロードします。</p>

Q 10	クラウドを利用せず、直接事務局への提出という方法はダメですか？
A 10	<p>本会では、書類の郵送という形では受け付けません。セキュリティ上、事務所内にマイナンバーの記載された書類は一切紙ベースで保管しない方針としていますので、ご了承下さい。</p> <p>ただし、病気入院中等でやむを得ない理由がある場合に限り、「委任状」をいただき対応します。事務局の特定個人情報事務取扱担当者が代理で登録作業を行い、登録完了後お借りした通知カードのコピーをシュレッダー処理します。</p>

Q 11	本人確認（番号確認と身元確認）はどうするの？
A 11	<p>個人番号確認のための証拠書類として「通知カード」を写真で確認しますので、全員必ずその画像ファイルをクラウドの「マイナンバー収集・保管サービス」にアップロードして下さい。</p> <p>【注】本人確認に関しては、番号確認用として通知カード、身元確認用として運転免許証等が一般的に確認書類としてあげられていますが、本会職員の皆様の場合は通知カードだけで結構です。</p> <p>その根拠として、最新の国税庁の資料では以下の通り記載されています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>給与の支払者が本人確認を行う必要があるのは、個人番号の提供を行う給与所得者本人のみとなります。（控除対象配偶者や控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身元確認については、番号の提供をする者が従業員であり、採用時に一度本人であることの確認を行っている場合には、本人を対面で確認することにより身元確認書類の提示を受けることは不要です。 ●扶養親族等の本人確認のうち、身元確認については、給与所得者がその扶養親族等を対面で確認することにより、身元確認書類の提示を受けることは不要です。 <p style="text-align: center;">国税庁 平成 27 年分「年末調整のしかた」P71 から引用</p> </div> <p>上記のとおり、必要な本人確認書類は通知カードのみで、運転免許証は必要ありません。</p>

Q 12	通知カードよりも個人番号カードのほうがいいですか？
A 12	<p>通知カードを受け取ってから写真付きの「個人番号カード」を申請して作られたら、その「個人番号カード」だけでマイナンバーの確認と身元確認の両方を兼ね備えたものになるので、カードとしては必要十分条件を満たす形になります。</p> <p>しかし、個人番号カードを「マイナンバー収集・保管サービス」にアップロードする場合は、表面と裏面（個人番号が記載されている）の両面を写真に撮って、それぞれ1枚ずつで計2枚をアップロードしていただくことになります。</p>

Q 1 3	退職したあと、登録していた個人番号はどうなるの？
A 1 3	<p>「マイナンバー収集・保管サービス」では、退職または死亡等により管理の必要が無くなった場合は、クラウドのデータベースから安全かつ確実に削除します。</p> <p>しかし、退職後に源泉徴収票の発行を要請される場合も想定されるため、一定期間（退職後最長2年間）は削除しない方針にしています。</p>

Q 1 4	研修会の講師料や報酬等の支払調書の扱いはどうなるの？
A 1 4	<p>2016年1月1日から12月31日までの1年間で、支払った報酬等の総額が5万円を超えた場合は、支払調書の発行対象となります。そこで5万円を超えた時点で事務局からご本人へ連絡し、「マイナンバー収集・保管サービス」にアクセスしていただき、マイナンバーの登録をしていただくようご案内予定です。</p> <p>なお、マイナンバーは法律で必要とされている場合を除き、取得はできません。報酬等が年5万円を明らかに超えない場合には、マイナンバーは取得しません。</p> <p>【注】5万円を超えた方の本人確認については、上記Q 1 1のケースとは異なり、確認書類として「通知カード」の他、「運転免許証」等の身元確認書類の提示を必要とします。</p>

以上

